

# 手 当 年 金

# 各種手当 身 知 精

### ●窓□

各区役所社会福祉課(裏表紙に記載)

	会福祉課(裏表紙に記載	)			
区分	支給対象	支給月額	支給月	手当申請に必要なもの	留意事項
特別障害者手当	<ul><li>20歳以上の人</li><li>常時特別の介護を必要とする重度の障がいのある人(重複障害など)</li></ul>	27,980円	2 5 8 11	・所定の診断書 ・本人名義の普通預金通帳 ・年金受給額がわかるもの ・マイナンバーカード、又では、マイナンバーカが確認。マイナンバラ元が確認。マイナンバララ元が確認。マラーを書類及び身元が確認。まる書類とは精神障害者手帳、療育手福、手帳を持っていさい。	<ul><li>・3か月を超えて入院しているとき、又は施設に入所しているときは、申請・受給できません。</li><li>・所得により、支給制限となることがあります。</li></ul>
障害児福祉手当	・20歳未満の人 ・身体、知的又は精神に重 度の障がいのある人で常 時介護を必要とする人	15,220円	2 5 8 11	・所定の診断書 ・本人名義の普通預金通帳 ・マイナンバーカード、又は、 マイナンバーが確認できる書類及び身元が確認できる書類 ※身体障害者手帳、療育手帳 又は精神障害者保健福祉 手帳を持っている人は、手帳もお持ちください。	<ul><li>・施設に入所しているときは、申請・受給できません。</li><li>・所得により、支給制限となることがあります。</li></ul>
特別児童扶養手当 ※20歳になるが終 了となりますとなります。 で、障害になってでいる。	身体、いのある20点に 一定の障がいのある20点に の時がいのある20点に 一定で の人を養のでは ですをでする。 おいののので の一名ないののので です。 の一名のでは です。 です。 のののので です。 のののので です。 のののので です。 のののので です。 のののので です。 のののので です。 のののので です。 です。 のののので です。 です。 です。 です。 のののので です。 です。 です。 です。 です。 です。 のののので です。 ののので です。 ののので です。 ののので です。 ののので です。 ののので です。 ののので です。 ののので です。 ののので です。 ののので です。 ののので です。 ののので です。 ののので です。 ののので です。 ののので ののので ののので ののので ののので のののので のののので のののので ののののの ののののの ののののの ののののの ののののの ののののの ののののの ののののの ののののの のののの ののののの ののの。 のののの。 のののの。 ののののの。 ののののの。 のののの。 ののののの。 ののののの。 のののののの。 のののののの。 のののののののの		4 8 11	・所定の診断書 ・養育など対象児童の記載されている戸籍の形質を動物では、一般のの診断を対しているのでは、一般のののでは、一般のののでは、一般のののでは、一般ののでは、一般ののでは、一般ののでは、一般ののでは、一般ののでは、一般ののでは、一般のでは、	<ul> <li>・対象児童が施設に入所 してきません。</li> <li>・対象にで受給が受験を表すででのでででのででのででのできません。</li> <li>・対象をできるでは、できるでは、できるでは、できないでは、できないででであるでは、できないできます。</li> <li>・所得にいるできないできます。</li> </ul>
浜松市重度心身 障害児扶養手当	特別児童扶養手当(1級) を受給している人	5,000円	4 10	・養育者名義の普通預金通帳	・対象児童が施設に入所 しているときは、申請・ 受給できません。 ・対象児童が受給者に監 護・養育されなくなっ たとき、又は受給者も しくは対象児童が浜松 市外へ転出したときは、 受給できません。 ・所得制限により、特別 児童扶養手当が支給停 止となったときは、受 給できません。

## 各種手当 身 知 精



#### ●窓□

各区役所社会福祉課(裏表紙に記載)

区分	支給対象	支給月額	支給月	手当申請に必要なもの	支給制限
児童扶養手当	父又は母と一緒に生活 していない18歳に生活 する日以後のの間にある見る「一定の障がいがある」での障がいがある見をでのでででいいがある。 があるりをでは20歳未満まで)を養育しているひとり親家庭以外でもでいる。 とり親ないずれかが一定の障がいの状態にある家庭も含む。)	全部支給: 44,140円 一部支給: 10,410円 ~ 44,130円 第2子: 5,210円~ 10,420円 第3子以降: 3,130円~ 6,250円	5 7 9 11 1 3	・母又は父および児童が記載された戸籍謄本・申請者名義の預金通帳・年金手帳・健康保険証・マイナンバーカード、又は、マイナンバーが確認できる書類及できる書類、母又は父に障がいがあるとき	・父又は母が婚姻したとき(事実上の婚姻関係も含む) ・児童が施設に入所しているとき ・児童を監護・養育しなくなったとき ・国外へ転出したとき ・受給者又は児童が公的年金を受けているとき ・所得制限 ・障がいの程度の制限
浜松市ひとり 親家庭等自立 支援手当	2人以上の児童を養育 している児童扶養手当 の受給者	第2子: 10円~ 4,790円 第3子以降: 3,750円~ 6,870円	5 7 9 11 1 3	・障害者手帳 ・年金証書(年金を受けているとき) ※その他書類が必要となる場合がありますので、区役所担当課へお問い合わせください。	・児童扶養手当の受給資格を 喪失したとき ・監護する児童数が1人以下 になったとき ・市外へ転出したとき ・所得制限 ・受給期間の制限

### 介護者慰労金 身 知

身体・知的に重度の障がいのある人を自宅で常時介護している人へ慰労金を支給します。

区分	支 給 対 象	支給額
浜松市在宅重度障害者 介護者慰労金 身体に重度の障がいの ある人を自宅で常時介 護している人へ慰労金 を支給します。	次の1から5をすべて満たす障がいのある人を、自宅で常時介護している人 1.18歳以上65歳未満の人(4月1日時点) 2.「特別障害者手当」又は「障害児福祉手当」を受給している人 (10月1日時点) 3.身体障害者手帳のうち、肢体不自由1級の障害認定を受けている人 (10月1日時点) 4.10月1日前1年間において、障害福祉サービス等を利用しておらず、 6か月以上自宅で介護を受けた人 5.浜松市に住民票があり、福祉施設に入所していない人(12月1日時点)	70,000円
浜松市在宅重度知的障害者介護者慰労金 知的に重度の障がいのある人を自宅で常時介護している人へ慰労金を支給します。	次の 1 から 5 をすべて満たす障がいのある人を、自宅で常時介護している人 1.18 歳以上 65 歳未満の人(4月1日時点) 2.障害の程度が最重度の判定の療育手帳の交付を受けている人 (10月1日時点) 3.10月1日時点) 3.10月1日前1年間において、障害福祉サービス等を利用しておらず、 6 か月以上自宅で介護を受けた人 4.浜松市に住民票があり、福祉施設に入所していない人(12月1日時点) 5.日常生活の中で、全面的な介助を必要とする動作が複数ある人 (申請時に確認します。)	

#### ●申請月

当該年度 12月1日から3月31日まで

#### ●窓□

各区役所社会福祉課(裏表紙に記載)

